

# クリエイティブ産業の活用によるものづくり支援事業 新潟クリエイティブバンク 実施要項

## 【趣 旨】

社会環境や経済環境の大きな変化の中で、企業が取組むモノやコトの開発におけるクリエイティブ産業人材の効果的な活用が課題となっています。そのためには、企業のクリエイティブ産業の積極的な活用を促進することが必要であり、またクリエイティブ産業間の協業促進も必要と考えられます。

にいがた産業創造機構（NICO）では、上記を促進することを目的に、新潟県内外で活躍するクリエイティブ業務に従事する事業所の情報を広く収集し、ホームページ等を通じて紹介する「新潟クリエイティブバンク」を実施します。

## 【登録対象者】

- 本バンクの主旨に賛同いただける事業所。
- デザイン、アート、コンピュータソフト・サービス、広告、出版、建築、TV、ラジオ、音楽・ビデオ、映画、舞台芸術の各分野に関わる業務を行う事業所（法人・個人事業主）を対象とします。
- 企業内デザイナーや、開業届け未提出の個人は対象外とします。

当バンクの登録にあたっては、経済産業省の調査報告書「平成21年度中小企業支援調査（生活文化産業支援のあり方に関する調査）」に記載のクリエイティブ産業（業種）分類のうち、製造業を除くサービス業に限定します。

【登録受付】登録の受付は随時行っています。

【登録費用】本バンクでの登録費用は無料とします。

【登録情報】本バンクでは、次の情報を収集します。

〔 事業所名、代表者名、担当者名、郵便番号、住所、TEL、FAX、E-mail、ホームページアドレス、設立年、従業員数、資本金、受賞歴、資格、沿革、取引実績、専門分野とその内容、制作実績。 ※追加情報を依頼する場合があります。 〕

## 【登録方法】

- 登録を希望する事業所は、指定様式に必要事項を記載の上、登録申請を行ってください。
- 指定様式は、NICOホームページよりダウンロードいただくか、[design-c@nico.or.jp](mailto:design-c@nico.or.jp)までご連絡いただければお送りします。
- NICO は、申請受理後に登録作業を行い、必要に応じて登録者に内容の確認を行います。
- 要件を満たさない場合は、登録をお断りする場合があります。

## 【情報の公開】

- 登録情報は、「新潟クリエイティブバンク」のホームページで公開します。
- 公開する情報は、個人情報保護の観点から登録者の了解を得た項目のみとします。
- 登録情報は、NICO においてクリエイティブ業務に関する問い合わせなどの際にも活用します。
- NICO は、バンクを利用することによる事業成果を保証するものではなく、また、クリエイティブ業務の委託等で発生した企業間の問題等について一切の責任を負いません。

## 【登録先／お問い合わせ】

公益財団法人にいがた産業創造機構マーケティング支援グループ

生活関連マーケティングチーム 担当：大島／河合

〒950-0078 新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル9階

TEL：025-250-6288 FAX：025-246-0030 E-mail：design-c@nico.or.jp